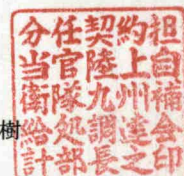


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5SNEISC02230	5SPA1A10087 0001						
品名 または 件名							
目達原駐屯地宿舍樹木の伐採撤去及び剪定							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
九州補給処				目達原駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
立野宿舍 他1棟				令和8年2月27日(金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和7年12月9日(火)14時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負については防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和7年12月16日(火)14時00分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和7年12月8日(月)17時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札実施場所へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止






(7) 公告掲示場所

- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課第2契約班 担当 御手洗 (内線2319)

目達原駐屯地宿舎樹木の伐採撤去及び剪定

件名	目達原駐屯地宿舎樹木の伐採撤去及び剪定				
総務部長	管理課長	営繕班長	管財		担当
					
陸上自衛隊 目達原駐屯地				作成 年月日	R7. 11. 6

仕 様 書

目達原駐屯地宿舎樹木の伐採撤去及び剪定	作 成	令和 7年11月 6日
	作成部隊等名	九州補給処総務部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、目達原駐屯地公務員宿舎敷地内において行う伐採撤去及び剪定について適用する。

2. 伐採撤去及び剪定に関する要求

2.1 場 所

立野宿舎^{a)}及び大曲宿舎^{b)}とする。

注^{a)} 〒842-0103

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2496-1

注^{b)} 〒842-0032

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1

2.2 一般事項

- a) 本役務は、本仕様書及び関係法令に基づき実施するものとする。
- b) 本役務は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
- c) 本仕様書等に記載なき事項といえども、技術上当然必要であり、施工すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- d) 伐採撤去及び剪定時期は、事前に監督官と調整するものとする。
- e) 本役務の写真は、カメラ（カラー）またはデジタルカメラを使用し、着工前・作業中・完成後及び監督官の指示する所を隠ぺいとなる部分を含めて撮影し、簿冊に整理して1部監督官に提出すること。また、ネガ又デジタルカメラの電子データは、完成検査終了後、請負者の責任において確実に処分又は消去するものとする。
- f) 伐採撤去及び剪定において疑義が生じた場合は、監督官と調整のうえ実施するものとする。

2.3 本役務の伐採撤去及び剪定は下表のとおりである。

a) 立野宿舎

区 分	樹 木		幹周の寸法	数
	位 置	樹木名		
伐採撤去	宿舎配置図①～④④	カイズカイクキ	約 20cm～64cm	44 本
剪 定	宿舎配置図④⑤～⑧⑨	カイズカイクキ	約 20cm～64cm	45 本

b) 大曲宿舎

区分	樹木		幹周の寸法	数
	位置	樹木名		
伐採撤去	宿舎配置図①	ヤマモモ	約 86cm	1本

2.4 剪定すべき枝は次のとおりである。

- a) 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（危険枝）
- b) 折損によって危険をきたすおそれのある枝（危険枝）
- c) 枯枝
- d) 成長の止まった弱小な枝（弱小枝）
- e) 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）
- f) 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝）

2.5 剪定及び伐採方法は、次のとおりである。

- a) 本役務の剪定は、樹形の骨格づくりを目的とした選定作業を基本とし、樹木の特性に応じた最も適正な選定方法によるものとする。
- b) 樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定するものとする。
- c) 太枝の剪定は、切断断面の表皮がはがれないよう切断予定個所の10センチ以上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除しなければならない。また、太枝の切断面には必要に応じて、防腐処置を施すものとする。
- d) 伐採すべき樹木は、切り株が目立たないように、可能な限り地表近くで切るものとする。
- e) 切り口は水平に滑らかにし、伐採後、芽が出てくることがないように対策を施すこと。
- f) 本役務は造園工、土木一般世話人又は一般作業員により高所作業車等を使用した作業を見込んでいる。

2.6 特記事項

- a) 作業実施に際して、事前に現地確認を行い、要領及び工程等について監督官と調整すること。
- b) 作業は、事前通知等により、宿舎入居者に周知した上で作業することとし、入居者及び近隣住民との係争防止を図るものとする。
- c) 作業は、宿舎敷地内からを基本とするが、町道での作業が生起する場合、関係法令に基づく官公署への申請手続き等は請負者側で実施するものとし、誘導員を配置する等、安全管理に十分留意すること。
- d) 本役務に伴う木屑（幹・枝）は、請負者負担により関係諸法規に基づき場外搬出し処分するものとし、契約納期までに処分証明書等の写しを監督官へ提出するものとする。

3: 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 納入書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き表1による。

表1-提出書類

項目		提出時期	提出先
施行写真	着工前	伐採撤去及び剪定完了後速やかに	契約担当官等
	完了時		

4.2 機材・機器・消耗品

a) 伐採撤去及び剪定に必要な機材、機器及び消耗品（電気及び水を含む）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 保全

契約の相手方は、宿舎敷地内において無許可の撮影をしてはならない。

4.4 安全管理

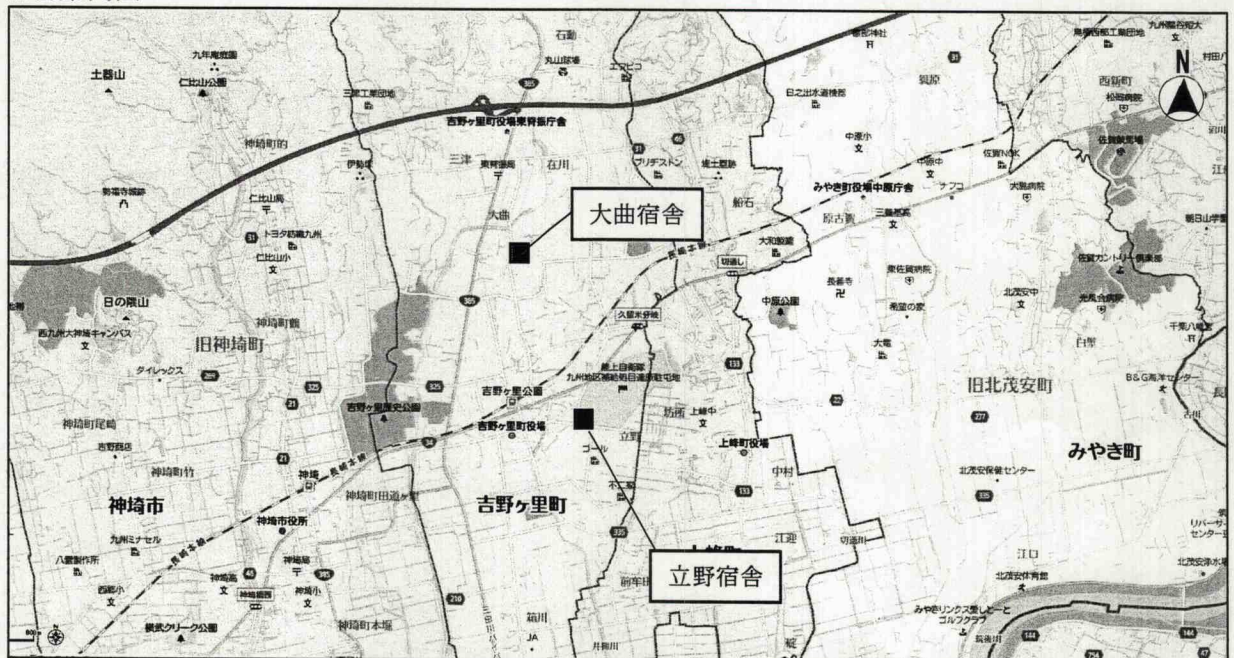
契約の相手方は、安全に対する検討を行い必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとし、必要によって契約担当官の指示を受けるものとする。

4.5 その他

この伐採撤去及び剪定に際し、宿舎敷地内の施設、車両等に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

5. 案内図

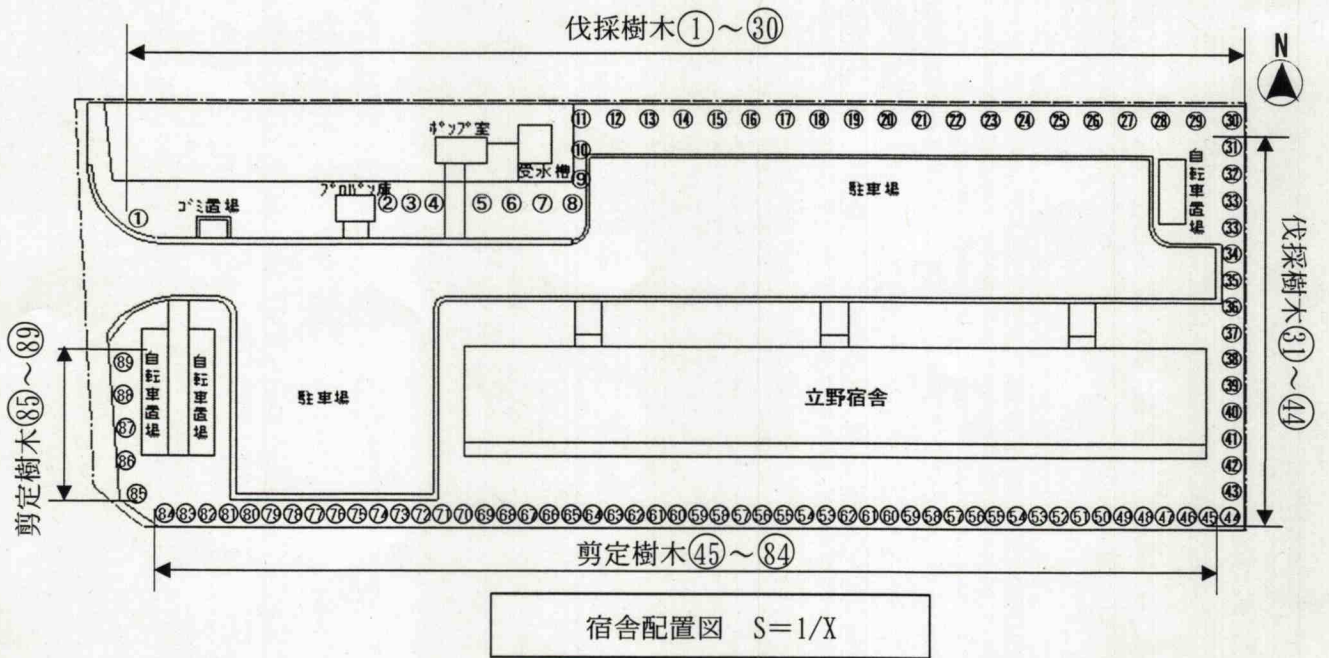
5.1 宿舎案内図



宿舎案内図 S=1/X

5.2 宿舎配置図

a) 立野宿舎



b) 大曲宿舎

